

入札後審査型一般競争入札公告共通事項

1 入札に付する特記事項

- (1) この公告の業務の入札における入札制度等の適用は、現場技術業務委託入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札制度等の適用」に掲げるところによる。
- (2) この公告の業務の入札は、紙入札方式による。

2 入札に参加する者に必要な資格

愛媛県知事に対し、建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の参加資格及び資格審査に関する要領（令和3年4月1日制定）第3条第1項の規定により建設工事等入札参加資格審査申請書（測量・建設コンサルタント等）を提出している者のうち、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないことを含む。）
- (2) 入札期間の初日から落札者の決定の日までの間に、愛媛県建設工事入札参加資格停止措置要綱（昭和63年8月1日制定）に基づいて知事が行う入札参加資格停止の期間がない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- (4) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がない者であること。
- (5) 個別事項の表中「対象工事」に掲げるこの公告の対象工事に係る施工業者又は当該業者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- (6) 建設工事関連業務に係る競争入札等の参加者の参加資格及び資格審査に関する要領第4条の規定による建設工事関連業務競争入札参加資格審査結果通知書（開札日において効力を有するもの）において、土木関係建設コンサルタント業務の入札参加資格を有すると認められた者であること。
- (7) 愛媛県内に本店を有する者であること。
- (8) 入札に参加する者又はその役員等（業務を執行する社員、取

締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者をいう。)が次に掲げる者でないこと。

ア 愛媛県暴力団排除条例（平成22年愛媛県条例第24号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）

イ 暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者

ウ 暴力団員等又はイに掲げる者がその事業活動を支配する者

(9) 次の要件を満たす管理技術者を配置することができる者であること。

ア 次のいずれかの資格を有する者

(ア) 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

(イ) 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）

(ロ) 一級土木施工管理技士

(ハ) 公益社団法人土木学会による特別上級技術者、上級技術者又は1級技術者

(ニ) 一般社団法人建設コンサルタント協会によるRCCM（技術士部門と同様の部門に限る。）

イ 直近の過去10か年度に完了した次の同種業務又は類似業務の実績を1件以上有する者

なお、同種業務及び類似業務の実績には、元請業者の職員として従事した業務の経験のほか、出向し、若しくは派遣された業者の職員として従事した業務の経験、再委託を受けた業者の職員として従事した業務の経験又は発注者として従事した業務の経験を含む。また、発注者として従事した業務とは、国、都道府県、政令市の職員として、業務の監督、検査及び業務履行中又は完成時の履行状況の確認のいずれかに従事した業務をいう。

(ア) 同種業務： 愛媛県が発注した土木工事の監督に関する現場技術業務委託又は国、都道府県若しくは政令市が発注した土木工事に関する発注者支援業務

(イ) 類似業務： 国、都道府県若しくは政令市が発注した公物管理補助業務、CM業務、PFI事業技術アドバイザー業務、土木設計における概略・予備・詳細設計業務又は土木工事におけ

る監理技術者の業務

- (10) 次のいずれかの要件を満たす現場技術員を配置することができる者であること。

ア 一般社団法人全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）

イ 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）又は技術士補（建設部門）

ウ 一級土木施工管理技士又は二級土木施工管理技士

エ 公益社団法人土木学会による特別上級技術者、上級技術者、1級技術者又は2級技術者

オ 一般社団法人建設コンサルタンツ協会によるRCCM（技術士部門と同様の部門に限る）

カ (9)イに掲げる同種業務又は類似業務の実績と同様の実務経験を1年以上有する者

なお、実務経験期間は、同種業務及び類似業務の実務経験期間を合算することができる。

キ 土木事業（農業土木事業、森林土木事業及び水産土木事業を除く。）に関する技術的行政経験を10年以上有する者

3 入札参加資格の開札前の確認（以下「事前確認」という。）

- (1) この入札に参加を希望する者は、次の申請書類を契約担当者に提出し、入札参加資格の事前確認を受けなければならない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 入札参加資格確認資料

- (2) (1)の申請書類は、入札説明書において示すところに従い作成しなければならない。

- (3) (1)の申請書類の提出期間及び提出方法

ア 提出期間

個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間

イ 提出方法

(1)の申請書類は、8(5)に掲げる場所へ、入札書と併せて持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。以下同じ。）により提出すること。

ウ 提出された(1)の申請書類は、返却しない。

- (4) 事前確認の日時

個別事項の表中「事前確認の日時」に掲げる日時

- (5) 事前確認の方法

事前確認は、(3)アの期間内に(1)の申請書類が不備なく提出されているかどうかを確認する。

- (6) 事前確認において、入札参加資格がないと認められた者については、入札書を無効とし、開札しない。

なお、(1)の確認を受けずに、当該入札に参加しようとした者も同様とする。

4 入札説明書の掲載等

(1) 掲載期間

個別事項の表中「入札説明書の掲載期間」に掲げる期間

(2) 掲載場所

個別事項の表中「掲載場所」に掲げる場所

(3) 仕様書等

仕様書、位置図及び数量計算書については、県企業立地課ホームページ (<https://www.pref.ehime.jp/soshiki/64/>) により公表する。

- (4) 入札説明書について質問がある場合は、電子メールによるほか、質問事項を記載した書面を持参又は郵送等により、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間に提出すること。詳細は、入札説明書による。

- (5) (4)の質問に対する回答は、個別事項の表中「質問に対する回答の公表期間」に掲げる期間において、県企業立地課ホームページにより公表する。

5 入札及び開札

(1) 入札の期間

個別事項の表中「入札期間」に掲げる期間

(2) 開札の日時

個別事項の表中「開札日時」に掲げる日時

(3) 開札の場所

個別事項の表中「開札場所」に掲げる場所

(4) 入札書の提出方法

(1)の期間内に8(5)に掲げる場所へ持参又は郵送により提出すること。

(5) 入札方法

ア 入札回数は、1回とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する

金額を入札書に記載すること。

ウ この公告の業務の予定価格が500万円を超え、愛媛県業務委託低入札価格調査実施要綱（令和元年10月1日制定。）第3条第1項に規定する調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で入札を行った者は、個別事項の表中「低入札価格調査資料の提出」に掲げる期限までに、入札説明書に定めるところの資料を8（5）に掲げる場所へ持参して提出すること。

6 落札者の決定方法

- (1) 開札後は、落札者の決定を保留し、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「会計規則」という。）第133条第1項の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格入札者に対して、次の追加資料の提出を求めるので、電子メール又は持参により、8（5）に掲げる場所へ、別途指定する日時までに速やかに提出すること。提出がなかった場合は、会計規則第139条に基づき当該入札を無効とし、次順位者に対して追加資料の提出を求めるものとする。なお、最低価格入札者が行った入札が会計規則第133条の2第2項の規定による調査の対象である場合は、必要に応じて最低価格入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めることがある。

ア 2（9）及び（10）の管理技術者及び現場技術員の資格を証する書類

イ 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者にあつては、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

- (2) 最低価格入札者から提出された3（1）の申請書類及び（1）の追加資料の内容を審査し、入札参加資格を満たしていると認められる場合には、最低価格入札者以外の入札参加者の審査を省略し、最低価格入札者を落札者と決定して審査を終了する。なお、最低価格入札者が2者以上あるときは、追加資料の提出を求める前に当該入札者にくじを引かせて最低価格入札者として審査を行う順位を決定する。

最低価格入札者が入札参加資格を満たしていないと認められる場合には、次順位者から順に、落札者が決定するまで同様の手続を行う。

ただし、この公告の業務の予定価格が500万円を超え、最低価格入札者が行った入札が、低入札価格調査の対象である場合で

あって、最低価格入札者以外の入札参加者に対しても追加資料の提出を求めたときは、当該入札参加者についても審査を行えるものとする。

また、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行った他の者のうち最低価格をもって入札を行った者を落札者とすることがある。

(3) (2)の審査により入札参加資格を満たしていないと認められた者（3(1)の申請書類及び(1)の追加資料が不備であった場合も含む。）が行った入札については、会計規則第139条に基づき入札を無効とする。

(4) 落札者の決定は、原則として、個別事項の表中「落札者の決定の期限」に掲げる期限までに行う。ただし、この公告の業務の予定価格が500万円を超え、調査基準価格を下回った入札が行われた場合は、この限りでない。

(5) 落札者が決定した場合は、当該落札者に対して書面にて落札者決定の通知を行うものとする。

なお、入札結果は、契約締結後、県企業立地課ホームページにおいて公表する。詳細は、入札説明書による。

7 入札参加資格を認められなかった者に対する理由の説明

(1) 3(6)又は6(3)において、入札参加資格を認められなかった者に対しては、書面により通知するものとする。

(2) 入札参加資格を認められなかった者は、その理由について、契約担当者に対して書面により説明を求めることができる。この場合、個別事項の表中「入札参加資格を認められなかった理由の説明要求期限」に掲げる期限までに8(5)に掲げる場所へ、当該書面を持参又は郵送により提出しなければならない。

(3) (2)の書面を提出した者に対する回答は、個別事項の表中「説明要求に対する回答期限」に掲げる期限までに、書面により行う。

8 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、3に掲げる事前確認の結果、会計規則第137条の規定に該当すると認められた者につい

ては、入札保証金の納付を免除する。

イ 契約に際しては、請負代金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、6(2)に掲げる審査の結果、会計規則第154条の規定に該当すると認められた場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効等

入札参加資格を有しない者及び3(1)の申請書類に虚偽の記載を行った者の提出した入札書並びに愛媛県建設工事入札者心得に違反した者の提出した入札書は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札決定後の入札参加資格の喪失

落札者の決定後、委託契約の締結までの間において、当該落札者が2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合には、当該委託契約を締結しないことがある。

(5) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げるとおり。

(6) 仕様書の貸与、閲覧に供する場所

個別事項の表中「仕様書等の貸与、閲覧に供する場所」に掲げるとおり。

(7) 前払金・部分払いの支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり。

(8) 業務委託費内訳書の提出

個別事項の表中「業務委託費内訳書」に掲げるとおり。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。